

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調査

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
32	準要保護児童生徒給食援助事業			新規 拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	10	7	2	教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等	学校教育法第19条			
予算要求事業の概要				
内容	経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費にかかる費用を援助するものです。 なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した児童生徒に係る就学援助についても要求します。			
目的・目標	<p><目的> 家庭の経済的理由により学齢児童生徒の教育を受ける機会が損なわれないようにするため、必要な援助を行っています。</p> <p><目標> 就学援助を必要とする保護者から毎年度申請を受け付け、継続して事業を実施しています。</p>			
現状と課題	<p><現状(平成22年度末)> ・小学校：給食扶助実績者数 5,220人 決算額 208,011,886円 ・中学校：給食扶助実績者数 3,141人 決算額 147,460,860円</p> <p><課題> 東日本大震災による被災児童生徒の受け入れや、景気低迷による雇用不安などの経済状況により対象となる児童生徒数が増加しています。 平成20年度末： 小学校 4,570人 中学校 2,700人 決算額 312,478,184円 平成21年度末： 小学校 4,681人 中学校 2,894人 決算額 326,687,572円 平成22年度末： 小学校 5,220人 中学校 3,141人 決算額 355,472,746円</p>			
今後のスケジュール	就学援助を必要とする保護者に制度を有効に利用してもらうため、学校と連携しながら周知徹底を図るとともに、制度の維持に努めてまいります。			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	東日本大震災による被災児童生徒の受け入れや、景気低迷による雇用不安などの経済状況により対象となる児童生徒数が増加しており、当初見込みを上回ったため、就学援助費の支給に係る予算が不足しています。
	実施義務	根拠法令等 学校教育法第19条
効果	他市の実施状況	政令市：全市実施（学校教育法第19条に基づき全国の市町村で実施） 県内他市：全市実施（学校教育法第19条に基づき全国の市町村で実施）
	対象者	経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者
	効果	学齢児童生徒の就学が保障され、義務教育が円滑に実施されます。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	補正前予算	383,500 <積算内訳> 1 給食扶助費
	財源内訳 一般財源	383,500
12月補正予算	補正予算要求	20,500 <積算内訳> 1 給食扶助費
	財源内訳 県支出金 一般財源	3,628 16,872
		・県補助金 補助率 10/10（被災児童生徒就学等支援事業）
12月補正予算	財政局長査定	20,500 <査定内容> 1 給食扶助費
	財源内訳 県支出金 一般財源	3,628 16,872
		・県補助金 補助率 10/10（被災児童生徒就学等支援事業）
		<査定理由> 給食扶助費を支給するために必要な経費と判断し、12月補正予算に計上することとしました。
12月補正予算	市長査定	20,500 <査定内容> 1 給食扶助費
	財源内訳 県支出金 一般財源	3,628 16,872
		・県補助金 補助率 10/10（被災児童生徒就学等支援事業）
		<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。